

電子申請届出システムに係るQ&A（尾張旭市）

Q 1．電子申請届出システムを必ず利用しなければならないでしょうか。

A 1．令和5年3月に介護保険法施行規則が一部改正され、全ての事業所は、市への指定の申請、変更の届出等を、やむを得ない事情がある場合を除き、電子申請届出システムで提出することになっております。事業所の負担軽減にもなりますので、システムでの申請をお願いします。

※やむを得ない事情とは、「インターネットのような通信技術に慣れていない」や、「体面を希望しているため、窓口に持参したい」など

Q 2．申請・届出受付を行った際に、申請者宛に通知メールが送付されますか。

A 2．申請・届出について、「完了」画面まで遷移すると登録されたメールアドレスに申請・届出受付を行った通知メールが送付されます。また、「申請届出状況確認」画面で確認が可能で現在のステータスを確認することもできます。

※ステータス例：申請（届出）済、未受付、受付中、受付済、差戻し、却下

Q 3．入力した内容や届出内容を確認できますか。

A 3．システムにログイン後、入力した内容を帳票の形（EXCEL ファイル）でダウンロードすることが可能です。

Q 4．操作マニュアルを確認したい。

A 4．マニュアルは、システムログイン画面

（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>）の右上に表示されている「ヘルプ」をクリックすると、見ることができます。

- ・操作マニュアル_(介護事業所向け) 詳細版
- ・操作ガイド_(介護事業所向け)
- ・電子申請届出システムの利用にあたってのGビズIDの運用について
- ・電子申請届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画

Q 5．電子申請・届出システムを利用した場合、登記事項証明書の原本提出はどうすればよいか。

A 5．登記事項証明書（原本）のみ郵送等でいただくか、登記情報提供サービス

（<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>）を利用することが可能です。詳しくは、市ホームページの【登記情報の提出】をご覧ください。

Q 6. システム上の「サービス分類選択」で何を選べばよいのか分からない。

A 6.

「地域密着型」に含まれるサービス	夜間対応型訪問介護 (介護予防)・認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 地域密着型通所介護 居宅介護支援事業 介護予防支援事業
「総合事業」に含まれるサービス	従来型訪問サービス (=介護予防訪問介護相当サービス) 従来型通所サービス (=介護予防通所介護相当サービス) 運動型通所サービス (=緩和した基準による通所型サービス (定率))

Q 7. 電子申請届出システムを利用する場合、手数料の納付はどのように行えばよいのか。

A 7. 従前通り、尾張旭市が発行する納付書で手数料をお支払いいただきます。申請受理後に納付書を事業所宛てに送付します。納期限までに手数料を納付してください。

Q 8. 地域密着型通所介護と総合事業を一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

A 8. 地域密着型通所介護と総合事業は「サービス分類」が異なるため、それぞれのサービスごとに申請・届出が必要です

Q 9. 1つの事業所で地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

A 9. 一括で届出が可能です。